

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成17年9月15日(2005.9.15)

【公開番号】特開2005-44372(P2005-44372A)
 【公開日】平成17年2月17日(2005.2.17)
 【年通号数】公開・登録公報2005-007
 【出願番号】特願2004-248092(P2004-248092)
 【国際特許分類第7版】

G 0 6 F 12/14
 G 0 6 F 17/30
 G 0 6 F 17/60
 G 0 6 K 19/00
 G 0 6 K 19/07

【F I】

G 0 6 F 12/14 5 2 0 F
 G 0 6 F 12/14 5 2 0 D
 G 0 6 F 17/30 1 2 0 B
 G 0 6 F 17/60 1 4 2
 G 0 6 K 19/00 J
 G 0 6 K 19/00 Q

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月7日(2005.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デジタルドキュメントが内容ファイル及び記述ファイルを含むファイル情報であって、前記デジタルドキュメントは前記記述ファイルを介して1つ以上の前記使用権をアタッチされ、該使用権は前記記述ファイルに含まれ、該使用権は、前記デジタルドキュメントの使用可能な回数を含む使用条件または配給条件を規定する情報であり、さらに該使用権は前記デジタルドキュメントの使用もしくは配給にかかわる許諾に使用される情報であるときに、

ディスプレイ手段と、

該デジタルドキュメントを格納する格納手段と、

前記記述ファイルに含まれる使用権と、ユーザが選択可能な機能と、に基づいて、該機能のデジタルドキュメントに対する実行を、前記機能が前記使用権に規定されているか否かによって許諾又は拒絶するかを決定し、前記機能が前記使用権に規定されていないことによって該機能のデジタルドキュメントに対する実行を拒絶することを決定した場合、前記機能の実行を拒絶し、前記機能が前記使用権に規定されてあることによって該機能のデジタルドキュメントに対する実行を許諾することを決定した場合、該機能を実行するコントローラモジュールと、

を備えた可搬格納デバイス。

【請求項2】

前記デジタルドキュメントを格納する外部システムと接続するインタフェースを備え、

前記外部システムが、前記記述ファイルに含まれる使用権と、前記機能と、に基づいて

、前記機能が前記使用権に規定されてあるか否かによって前記機能の前記外部システムに格納されたデジタルドキュメントに対する実行を許諾又は拒絶するかを決定し、

前記コントローラモジュールは、前記機能が前記使用権に規定されていないことにより前記外部システムが前記機能の実行を拒絶すると決定した場合に、前記機能の実行を拒絶し、前記機能が前記使用権に規定されてあることにより前記外部システムが前記機能の実行を許諾すると決定した場合に、該機能を実行する、

ことを特徴とする請求項1に記載の可搬格納デバイス。

【請求項3】

前記外部システムは、別のリポジトリ又はレンダリングシステムであることを特徴とする請求項2記載の可搬格納デバイス。

【請求項4】

前記別のリポジトリは、別の可搬格納デバイスであることを特徴とする請求項3記載の可搬格納デバイス。

【請求項5】

デジタルドキュメントが内容ファイル及び記述ファイルを含むファイル情報であって、前記内容ファイルは前記記述ファイルから独立して格納可能であって、前記デジタルドキュメントは前記記述ファイルを介して1つ以上の前記使用権をアタッチされ、該使用権は前記記述ファイルに含まれ、該使用権は、前記デジタルドキュメントの使用可能な回数を含む使用条件または配給条件を規定する情報であり、さらに該使用権は前記デジタルドキュメントの使用もしくは配給にかかわる許諾に使用される情報であるときに、

ディスプレイ手段と、

該デジタルドキュメントを格納する格納手段と、

前記記述ファイルに含まれる使用権と、ユーザが選択可能な機能と、に基づいて、該機能のデジタルドキュメントに対する実行を、前記機能が前記使用権に規定されているか否かによって許諾又は拒絶するかを決定し、前記機能が前記使用権に規定されていないことによって該機能のデジタルドキュメントに対する実行を拒絶することを決定した場合、前記機能の実行を拒絶し、前記機能が前記使用権に規定されてあることによって該機能のデジタルドキュメントに対する実行を許諾することを決定した場合、該機能を実行するコントローラモジュールと、

を備えた可搬格納デバイス。

【請求項6】

前記デジタルドキュメントを格納する外部システムと接続するインタフェースを備え、

前記外部システムが、前記記述ファイルに含まれる使用権と、前記機能と、に基づいて、前記機能が前記使用権に規定されてあるか否かによって前記機能の前記外部システムに格納されたデジタルドキュメントに対する実行を許諾又は拒絶するかを決定し、

前記コントローラモジュールは、前記機能が前記使用権に規定されていないことにより前記外部システムが前記機能の実行を拒絶すると決定した場合に、前記機能の実行を拒絶し、前記機能が前記使用権に規定されてあることにより前記外部システムが前記機能の実行を許諾すると決定した場合に、該機能を実行する、

ことを特徴とする請求項5に記載の可搬格納デバイス。

【請求項7】

前記外部システムは、別のリポジトリ又はレンダリングシステムであることを特徴とする請求項6記載の可搬格納デバイス。

【請求項8】

前記別のリポジトリは、別の可搬格納デバイスであることを特徴とする請求項7記載の可搬格納デバイス。